

善通寺市消防庁舎における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善通寺市消防庁舎における秩序の維持及び犯罪の防止並びに庁舎利用者の安全の確保及び権利利益の保護を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ カメラ、映像記録装置、画像モニター等から構成され、映像を記録する装置をいう。
- (2) 映像データ 防犯カメラによって映像記録装置に記録された映像のデータをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、消防総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、防犯カメラを操作させてはならない。

(防犯カメラ設置の表示)

第4条 管理責任者は、庁舎の利用者に対し、庁舎に防犯カメラを設置していることについて明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第37号）及び善通寺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年善通寺市条例第2号）の規定を遵守し、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

(映像データの適正管理)

第6条 映像データの保存期間は、映像記録本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器の上書き機能により自動更新されるまでとする。

- 2 映像データは、複製してはならない。ただし、第1条の目的を達成するため特に必要があると管理責任者が認める場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。